

令和6年()号自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

証拠説明書 1

令和6(2024)年2月26日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀石 倫子

ほか5名



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲1	人口政策確立要綱の決定 「人口問題研究第二巻第二號」(抜粋)55~57頁	写し	1941.2	厚生省人口問題研究所	昭和16年に閣議決定された人口政策確立要綱では、昭和35年までに総人口1億人を達成すること、平均24歳だった女性の結婚年齢を3年早め、21歳ころに結婚して5人の子どもを産むことなどが目標とされていたこと。
甲2	世界人口白書2023(概要)	写し	2023	UNFPA(国連人口基金)	国連人口基金は、人口とは結局のところ人間の問題であると述べていること。
甲3	陳述書	原本	2024.2.23	原告梶谷風音	原告梶谷風音が不妊手術を希望する理由など。
甲4	陳述書	原本	2024.2.20	原告千文	原告千文が不妊手術を希望する理由など。

甲 5	メール	写し	2023. 12. 1	後藤産婦人科医 院	原告 千文 が不妊手術を希 望し、医療機関にその希望を 伝えたところ、医療機関から は手術を拒否されたこと。
甲 6	メール	写し	2023. 12. 1	医療法人愛育会 愛育病院	同上。
甲 7	陳述書	原本	2024. 2. 6	原告	原告 が不妊手術を 希望する理由など。
甲 8	メール	写し	2023. 12. 8	大阪公立大学大 学院医学部附属 病院	原告 が不妊手術を 希望し、医療機関にその希望 を伝えたところ、医療機関から は手術を拒否されたこと。
甲 9	メール	写し	2023. 12. 5	斗南病院	同上。
甲 1 0	メール	写し	2023. 12. 6	札幌白石産科婦 人科病院	同上。
甲 1 1	陳述書	原本	2024. 2. 14	原告	原告 が不妊手術を希 望する理由など。
甲 1 2	メール	写し	2024. 1. 21	杉山産婦人科	原告 が不妊手術を希 望し、医療機関にその希望を 伝えたところ、医療機関から は手術を拒否されたこと。
甲 1 3	メール	写し	2024. 1. 22	四ツ谷レディー スクリニック	同上。
甲 1 4	陳述書	原本	2024. 2. 10	原告	原告 佐藤 が不妊手術を 希 望する理由など。
甲 1 5	メール	写し	2024. 1. 18	小川産婦人科	原告 佐藤 が不妊手術を希 望し、医療機関にその希望を 伝えたところ、医療機関から は手術を拒否されたこと。
甲 1 6	メール	写し	2024. 1. 16	みつもとレディ ースクリニック	同上。
甲 1 7	メール	写し	2024. 1. 16	竹山レディース クリニック	同上。

甲 1 8	現代日本人口政策史小論(2)	写し	1981. 10	廣嶋清志	昭和 1 5 年に成立した国民優生法は、優生手術 (のちの不妊手術) が相当数の実例があり、また、これが産児制限思想の蔓延のもとともなっていたことから、同手術を厳重に制限しようとしたものであること。
甲 1 9	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する第 2 1 条に基づく調査報告書 (抜粋) 第 1 編第 2 章 旧優生保護法の制定過程	写し	2023. 6	衆参厚生労働委員会	昭和 2 3 年に成立した優生保護法は、国会の法案審議において、強制優生手術の対象疾病等に対して批判的な観点から議論をされた形跡はなかったこと、また、衆参両院とも反対なく成立していること。
甲 2 0	旧優生保護法の歴史と問題 — 強制不妊手術問題を中心として —	写し	2019. 1. 20	岡村美保子	母体保護法の改正の経過について。当初の「母性保護法」との法律名について超党派女性議員らが「産む性」が強調されるとの反発をしたところ「母体保護法」との名称になったこと、しかし「母体保護法」との名称は依然として女性の多様な生き方を認めない名称であるとの抗議・批判があったこと、法律の内容についても母体・胎児は「保護」の対象であり主体性が認められていないとの批判があったこと。
甲 2 1	優生保護法の改正問題につ	写し	1995. 8. 1	厚生労働省内部部局 (地方厚生	母体保護法の制定過程において、任意の優生手術 (のちの不

	いて			局を含む。)及び施設等機関等(国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立ハンセン病資料館、重監房資料館、国立公文書館)	妊手術)についても検討がされたものの、結果的に、優生思想に基づく規定の見直しのみを行い、優生条項のみを削除する案が具体化されていたこと。
甲22	優生保護法を改正するとした場合に生じる論点	写し	1995	同上	
甲23	優生保護法を改正するとした場合の想定しうる改正案及びその論点	写し	1995	同上	
甲24	本人の同意による優生手術の選択肢の比較	写し	1995	同上	優生保護法から母体保護法への改正過程において、不妊手術の優生条項のみの削除が行われる過程において、胎児の生命尊重の観点がある中絶規制と異なり、不妊手術について「規制理由の説明が難しい」との指摘がされていたこと。
甲25	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する第21条に基づく調査報告書(抜粋)	写し	2023.6	衆参厚生労働委員会	母体保護法の制定過程において、任意の不妊手術について検討がされたものの、結果的に優生思想に基づく規定の見直しのみを行い優生条項のみを削除する案が具体化されていたこと、これらについて法改正後に与党・自民党社会部会長は議論が多岐にわたっ

	第5章 優生保護法から母体保護法へ—平成8年改正以降—				たことから削除必須の共通項である優生保護法の障害者問題のみを改正することとしたことは政治判断であったと述べていること。
甲26	第150回国会参議院共生社会に関する調査会会議録第一号	写し	2000.11.1	参議院	平成12年の母体保護法の一部改正の際、参議院共生社会に関する調査官に参考人として出席した金城清子氏が「母体」保護法の名称を改訂すべきこと、また、不妊手術は避妊の手段として認めるべきであり制限規定は削除すべきであることを指摘していること。
甲27	共生社会に関する調査報告(最終報告)	写し	2001.6.20	参議院	平成13年に政府調査会により取りまとめられた調査報告において、妊娠・出産等に対する助成の自己決定権を確立するため、墮胎罪を改めるなどリプロダクティブ・ヘルス/ライツを視座に入れた法改正、法整備を行うことが提言されていること。
甲28	自己決定と法(抜粋)33～47頁、59～62頁「生殖の自由と生命の尊厳」	写し	1998.3.27	渋谷秀樹	避妊は「生殖を目的としない性行為を人間が意識する以上」、「原始以来の人間の切実な願望の一つ」であり、古来様々な方法が試みられてきたこと及び近年に入っては経済学的見地から逆に推奨されていること。 避妊の自由はこれに対抗する憲法上の権利・規範は存在せず、帰省する法令には非常に強力な正当化理由の論証を要求すべきであること。

					パターナリズムに基づく自由の制限は未成年者等認識判断能力を著しく欠く場合や生命に対する権利が問題となる場面以外では原則として違憲と推定されるべきであること。
甲 2 9	性と生殖の権利	写し	2009. 9. 17	監修松本清一	女性が自己の生殖をコントロールできることは極めて重要であり、国際社会においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの一内容として、予期せぬ妊娠を避けるための安全で満足のいく方法を自由に選択し、利用できる権利があることが合意されていること。
甲 3 0	ジャパン・セックスサーベイ 2020 調査結果報告書 (抜粋)	写し	2020	ジェックス株式会社	日本における避妊方法の利用率として、コンドームが高く半数以上を占め、ピル服用は 2. 7%、不妊手術等は 0. 5%に過ぎないこと。
甲 3 1	日本人が好むコンドーム避妊法として適当か	写し	2020. 7. 30	朝日新聞 北村邦夫 (医師)	不妊手術等以外の避妊方法では、避妊失敗率の高さ、避妊できる有効期間などの制約があること。
甲 3 2	日本ではなぜ近代的避妊法が普及しないのか	写し	2019. 5. 31	平山満紀	諸外国では避妊効果がより高く副作用が少ない避妊法として避妊注射や避妊インプラント、避妊リング、避妊ダイアグラム、殺精子剤系、避妊シール等の新しい技術が開発され使用されているが、これらの方法は日本では承認されておらずほとんど利用されていないこと。
甲 3 3	Contraceptive Use by Method	写し	2019	United Nations (国連)	同上。

	2019(抜粋)15 ～20 頁				
甲 3 4	MSD マニュアル家庭版「不妊手術」	写し	打出日 2024. 2. 18	MSD株式会社	女性の不妊手術である卵管(卵子を卵巣から子宮まで送るための管)を縛る術式は、腹腔鏡下手術、小開腹手術があり、避妊効果は非常に高く、術後1年間に妊娠する割合は0.6%であり、女性の不妊手術後に問題が起こることはほとんどなく、死亡は10万人に1～2人、出血または腸の損傷は約0.5%、卵管遮断の失敗、痛み、その他の合併症は最大約5%であること。
甲 3 5 の 1	A Defence of Voluntary Sterilisation	写し	2020	Paddy McQueen	子どもを持たないと確信する又は確実に妊娠を回避することを望む女性にとって生殖能力を持ち続けることは苦痛でしかなく、子を産むという選択肢を閉ざすことによって、それを期待する社会的圧力から解放され、生きたい人生に集中することができること、生殖能力を取り除いて初めて「あるべき自分の身体」になることができること、不妊手術を受けることは永久に子どもがいない状態になるために重要な一歩であり個人の自律性と将来の幸福にとって不可欠であること。
甲 3 5 の 2	上記和訳	写し		訳者： 弁護士戸田善恭	甲 3 5 の 1 の日本語訳。
甲 3 6	新・コンメンタール憲法	写し	2019. 6. 25	木下智史 只野雅人	憲法13条後段は、同上前段の「個人の尊重」理念を実現す

	(第2版) (抜粋)第13条				る手段であり、「個人の尊重」理念は戦前の全体主義への反省を踏まえて定められたものであること。
甲37	注釈日本国憲法(2)国民の権利及び義務(1) §10～24 (抜粋)63～87頁、150～153頁、495～502頁	写し	2017.1.30	編者 長谷部恭男	憲法13条の「個人の尊重」とは、「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」であり、個人の人格的生存に関する自己決定は、幸福追求権の一内容として憲法13条後段により保障されること。 自己危害の防止を目的とする制約は個人の自律の尊重及び個人の尊重原理の否定につながることから原則として許されないこと。
甲38	日本国憲法論 [第2版](抜粋)139～149頁、199～220頁	写し	2020.9.20	佐藤幸治	憲法13条の「個人の尊重」とは、一人ひとりの人間が人格的自立の存在としてそれぞれのかげがえない生の形成を目指す、いわば「自己の生の作者」として己の道を歩むことを最大限尊重することであり、自己を主張し、そのような存在であり続ける上で重要な権利は憲法13条後段によって包括的に保障されること。 憲法13条後段は人格的生存に不可欠な重要事項につき公権力から干渉されずに自ら決定することができる権利を保障していること。
甲39	憲法学Ⅱ人権 総論(抜粋) 342～345頁	写し	2024.1.10	芦部信喜	憲法13条後段により、人格的生存に必要な利益は包括的に保障されること。

甲40	ジュリスト増刊「憲法の争点(第3版)」(抜粋)74~77頁「29 自己決定権」	写し	1999.6.8	抜粋部分 蟻川恒正	憲法13条に由来する自己決定は他者支配が排除されるべきであり、自己定義の営為の中でも特にその根幹にかかわるものについては、個人は他者からの支配を受けない権利を持つこと。
甲41	「判解」最高裁判例解説民事篇平成13年度(下)(抜粋)714、723~724頁	写し	2004.7	中村也寸志	最高裁は、乳房温存療法の説明義務違反が問題となった事件において「乳がん手術は、体幹表明にあって女性を象徴する乳房に対する手術であり」「外観上の変貌による精神面・心理面への著しい影響をもたらすものであって、患者自身の生き方や人生の根幹に関係する生活の質にかかわるものである」として、乳房温存療法について「患者自らの意思で当該療法を受けるか否かを決定するという人格権の一内容としての自己決定権と直結」と判断していること。
甲42 の1	Sterilized and Satisfied: Outcomes of Childfree Sterilization Obtainment and Denials	写し	2023	Jillian Lemke ら	生殖能力を持つ身体への違和感を持つ者及び子を持たない生き方を確信をもって選択した者にとって、不妊手術による生殖能力の排除は、個人の自律性と将来の幸福をもたらす。
甲42 の2	上記和訳	写し		訳者: 弁護士戸田善恭	甲42の1の日本語訳。
甲43 の1	Childfree and Sterilized: The Identity Relevance of	写し	2021.6	Jillian Lemke	生殖能力持つ身体への違和感を持つ者及び子を持たない生き方を確信をもって選択した者にとって、不妊手術の否定

	Childfree Sterilizations				はアイデンティティの崩壊をもたらすこと。
甲43の2	上記和訳	写し		訳者： 弁護士戸田善恭	甲43の1の日本語訳。
甲44	自己決定権の論点ーアメリカにおける議論を手掛かりとして	写し	2006.5	巻美矢紀	子どもを作るかどうかの決定は、自己の根底的確信に依拠するものであり、最大限の尊重が必要とされることから、その規制には厳格審査が適用されるべきであること。
甲45	憲法 I 基本権 第2版 (抜粋) 76～81頁、482～483頁	写し	2023.3.30	渡辺康行ほか	違憲審査基準としての厳格審査基準は、真にやむを得ない利益の保護を目的とし、その利益を保護するための手段が必要不可欠であるとみなされた規制しか許容しないこと。憲法24条は、明治憲法下の家制度の否定を核心として理解されていること。
甲46の1	Family Planning- A global handbook for providers	写し	2002	WHO	不妊手術は、副作用のない安全な避妊法であるとされており、ホルモンバランスの崩れ、出血・生理不順をもたらすことはなく、体重、食欲、外見にも変化を及ぼさず、生命健康を害するおそれはないこと。WHOは、子を産むか産まないかは生殖に関する自己決定の問題であり不妊手術に際して夫の許可は不要であると断言していること。
甲46の2	上記和訳	写し		訳者： 弁護士戸田善恭	甲46の1の日本語訳。
甲47	旧優生保護法に基づく優生手術等を受け	写し	2023.6	衆参厚生労働委員会	国民優生法における不妊手術の一般的禁止は、人口増加という法目的を達成するための

	た者に対する一時金の支給等に関する第21条に基づく調査報告書(抜粋) 第1章 国民優生法の制定過程				消極的方策であり、母体・母性の生命・健康の保護とは関係がなかったこと。
甲48	規約人権委員会の一般意見 28 両性の平等(第3条)	写し	2000.3.29	自由権規約委員会(訳:日本弁護士連合会)	国連自由権規約委員会が「不妊手術のために一定数の子供を持つ」「等要件が課されている場合」又は「夫の承認が必要」「な場合」に男女不平等やプライバシーについて定める自由権規約第3条及び第17条に反するおそれがあるとの一般意見を出していること。
甲49 の1	Contraceptive Sterilization : Global Issues and Trends (抜粋)87～106頁	写し	2002	Engender Health	世界137か国を対象に行われた調査結果によれば、ほとんどの先進国で避妊目的の不妊手術が認められており、 ①法令で一般的に不妊手術を禁止している国は日本のほか8か国のみであること ②法令で一般的に不妊手術を禁止している8カ国の内、多産要件と第三者要件を同時に課している国は2002年時点において日本とルワンダのみであること。
甲49 の2	上記和訳	写し		訳者: 弁護士戸田善恭	甲49の1の日本語訳。
甲50	憲法〔第3版〕 (抜粋)461～467頁	写し	2017.5	渋谷秀樹	国が一定の家族観を前提として、それを推奨する施策を推進することは、憲法24条の個

					人の尊厳と両性の本質的平等に立脚しない憲法違反の法律であると評価されることになると指摘されていること。
甲51	憲法[第7版] (抜粋)170～ 176頁	写し	2021.3	辻村みよ子	憲法24条1項及び2項は、婚姻の自由を中心とする家族形成に関する個人の自己決定権や夫婦同権を定めた条文として重要な意味を持つこと。
甲52	2021年社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)現代日本の結婚と出産―第16回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書―(抜粋)38頁、69頁	写し	2023.8.31	国立社会保障・人口問題研究所	未婚の男女のうち「子どもはいる」と考える割合が令和3年調査で1割を超えており、特に女性では平成27年の6.9%から13.1%に大きく上昇していること、同調査において婚姻している夫婦についても5.7%が「子どもを持つつもりはない」と回答していること。

以上